

令和6年1月吉日

お客さま各位

朝銀西信用組合

インボイス制度開始に伴う当組合の対応について

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。

当組合は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、登録番号をお知らせいたします。

法人・個人事業主のお客さま（以下、お客さま）が当組合に対してお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税については、当組合が交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当組合のインボイス制度への対応方法については下記のとおりとさせていただきますので、ご案内申し上げます。

なお、インボイス制度の詳細については、国税庁のWebサイトをご覧ください。顧問税理士等にご相談ください。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号 T9260005001455

2. 当組合のインボイス制度対応について

(1) 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、両替手数料等）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

(2) 口座振替でお支払いいただく手数料について

お客様の預金口座より口座振替の方式でお支払いいただく各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「通知書」を作成のうえ交付いたします。

「通知書」の交付をご希望されるお客様は、所定の手続きが必要なため、お取引窓口にお申し出ください。

「通知書」に掲載される主な手数料は以下のとおりです。

- ・定額自動送金振込手数料
- ・インターネットバンキング振込手数料

(3) ATMでのお取引に係る手数料について

ATMでのお取引に係る手数料につきましては、適格請求書の交付義務が免除される、自動販売機特例に該当いたします。お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで従来通り消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

ご不明な点がございましたら、お取引店舗または営業担当者までお問合せください。

以上